

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯(これと同等の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものを含む。以下「全壊世帯」という。)又は半壊した世帯(この号括弧書に規定する政令で定めるものを除く。)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</p>

以下「半壊世帯」という。）をいう。

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯（当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額が八百万円以下であるものに限る。）の世帯主に対し、当該世帯の居住する住宅の建築費、購入費又は補修費その他その生活を再建するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、次の各号に掲げる被災世帯の区分に応じ当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 全壊世帯 五百万円

二 半壊世帯のうち政令で定める大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯 二百万円

三 半壊世帯のうち前号に掲げる世帯以外の世帯 百万円

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 三百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 百五十万円

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の三分の二に相当する額を補助する。

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。